

建物解体届時の確認事項（水道局より）

1. 水道は市水を使用している。Yes → 2へ No → 終了
2. 給水管の切り離し工事を薩摩川内市給水指定工事店へ依頼している。Yes→3へ No→4へ
3. 水道局へ「給水装置工事申込書」の改造又は撤去の申請を提出するよう工事店へ依頼してください。
4. 薩摩川内市給水指定工事店へ給水管の切り離し工事を依頼してください。

※家屋等の解体工事に伴う給水管（水道管）の切り離しは、薩摩川内市水道事業給水条例の第4条給水装置の改造又は撤去にあたるため、必ず管理者（薩摩川内市長）に申し込みをし、承認を受けなければなりません。申し込み無しの工事は、無届工事となります。

【解体工事に伴う給水管切り離しまでの流れ】

- ① 所有者から薩摩川内市給水指定工事店へ給水管の切り離しを依頼する。
- ② 水道局へ「給水装置工事申込書」の改造又は撤去を提出する（給水指定工事店）
- ③ 水道局で給水装置工事申込書の受付・審査・決裁をする。
- ④ 決裁後、指定工事店へ連絡し手数料納入の確認がとれたら、申請承認となる。
- ⑤ 工事着手（水道工事の手引きの検査手順に沿って「給水装置工事検査申請書」の提出まで行う）

※給水装置工事申込のみであれば1週間程度で承認が下りますが、申請内容により道路掘削や道路占用の廃止手続き等が必要になる場合があります。

給水指定工事店へのご依頼は早めにお問い合わせいたします。

○薩摩川内市水道事業給水条例

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「新設等」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ**管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。**ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

【お問い合わせ】

○薩摩川内市水道局 お客さまセンター TEL 0996-20-8510
水道工務課 TEL 0996-20-8502